

平成 29 年執行鶴岡市長選挙期間における 100 万円の寄付に係る問題について

## 1. 経緯

- (1) 2017 (平成 29) 年 10 月 9 日 (鶴岡市長選挙の告示日の翌日)、当時支援者であった藤島在住の男性から現金 100 万円の寄付を受けた。選挙運動費用収支報告書に寄付として記載すべきところ、知識不足と忙しさの中でこれを失念し、誤った記載となった。
- (2) 受領した寄付については、「自己資金」の立て替えとして会計責任者へ渡し、選挙運動資金に充てられた。  
2021 (令和 3) 年 8 月 28 日、当該寄付について当該男性に選挙運動費用収支の余剰金として返金できるものと考え (※余剰金の使途については公職選挙法に規定がない)、寄付と同額を当該男性の自宅に置いてきた。  
なお、その日、記載の前に寄付を返金すれば、当該男性の理解の下に寄付を受領しなかったことのできるのではないかと考え、それによって寄付が収支報告書に記載されていないことへの非難を回避したいと考えた。また、当該男性は、ハチ公像と斎藤弘吉像を文化会館前の広場に設置することを強く要望しており、公正な市政を維持するために返金し今後への影響をなくしたいとも考えた。現在は、いずれも返金によって実現するものではない、知識不足による間違った考えであったと自覚し、反省している。
- (3) 2021 (令和 3) 年 12 月 23 日付で、当該寄付を選挙運動費用収支報告書に記載する訂正願いを行った。  
今回の記載の誤りは、知識不足と忙しさの中で「自己資金」の立て替えとして会計責任者へ渡した私の誤りであり、会計責任者に原因があったことではない。なお、さらに訂正が必要な場合には、専門家に相談の上、必要な対応を行うこととしたい。
- (4) 2021 (令和 3) 年 8 月 28 日、当該寄付について当該男性に返金できるものと考え、当該男性の自宅に置いてきた行為については、公職選挙法で禁止された政治家からの寄付に該当するおそれがあるとの指摘があるが、余剰金の使途については公職選挙法に規定がない。また、相手方も寄付と受け止めているとは考えられないことから、その取扱いについては、必要な確認、協議を行いたい。

## 2. お詫び

受領した寄付について、収支報告書への記載方法を誤ったことについて、鶴岡市民、また本市をご支援いただいている皆様に心よりお詫び申し上げます。また、受領した寄付を当該男性に返金できるものと考え、政治家からの寄付に該当するおそれが生じてしまったことについても重ねてお詫び申し上げます。法令に対する理解・認識の甘さにより、皆様の信頼を損なうこととなったことについて真摯に反省し、選挙、政治資金に関するルールを守り、職務に精励し、鶴岡の発展のために努力してまいります。

令和 3 年 12 月 27 日

鶴岡市長 皆川 治